

# 地域バイオマス利活用交付金実施要綱

## 第1 趣旨

バイオマスの利活用については、平成18年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化、戦略的産業の育成の観点から、その有効利用について、各般の対策が講じられているところである。

一方、バイオマスの利活用は、地域が自主的に取り組むための目標を掲げて、地域の実状に即したシステムを構築することが重要であり、地域の特性や利用方法に応じ、多様な展開が期待される場所である。

このような背景を踏まえ、地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援する。

## 第2 事業の内容等

### 1 事業の内容

- (1) 地域バイオマス利活用交付金（以下「本交付金」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、バイオマスの利活用の推進を図るための必要な経費に充当するものとする。
- (2) バイオマスの利活用の推進を図るための具体的な目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体等、採択要件及び交付率は別表に掲げるとおりとする。

また、目標の達成に必要な場合には、事業メニューとして、地域として独自の取組（以下「地域提案型事業」という。）も実施できるものとする。

### 2 事業実施期間

事業については、単年度に完了することを原則とする。ただし、事業計画の内容等から、実施期間を複数年度とすることが適当な場合については、この限りではない。

## 第3 目標及び個別成果指標の設定

事業実施主体は、取り組むべき課題に応じ、別表の目標の欄の目標ごとに、別に定めるところにより、事業終了時に達成すべき具体的な目標を設定する。

また、別に定める事業については、事業実施主体は事業メニューごとに具体的な個別成果指標を設けるものとする。

ただし、地域が一体となって事業を実施することが効率的であるとして別に定める事業については、別表の事業実施主体等の欄の計画主体が地域としての一体的な目標及び個別成果指標を設定するものとする。

## 第4 実施等の手続

### 1 事業実施計画の作成

(1) 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）を除く事業実施主体は、事業実施計画を作成し、市町村長（事業実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として主たる市町村長とする。以下同じ。）を経由して都道府県知事に提出するものとする。

ただし、都道府県の区域等を対象とする広域的な事業を行う場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画を市町村長を経由せずに都道府県知事に提出できるものとする。

(2) 市町村長は、(1)に基づき提出された事業実施計画について、必要な指導及び調整を行うとともに、別に定めるところにより、自らが事業実施主体となる事業実施計画と併せて、都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、(1)及び(2)の規定により提出された事業実施計画について、その内容を審査し、必要な指導及び調整を行うとともに、自らが事業実施主体となる事業の内容と(1)及び(2)の規定により提出された事業実施計画の内容を含む都道府県事業実施計画を作成し、自らが事業実施主体となる事業実施計画と併せて、地方農政局長（北海道にあっては大臣官房環境政策課長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長」という。）に提出し協議するものとする。地方農政局長は、協議を受けた場合には、目標の妥当性、その達成の可能性及び地域提案型事業の適切性について審査し、必要な指導及び調整を行うものとする。

(4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、別に定める事業でバイオマスタウン構想が公表されている市町村又は別に定める市町村が計画主体であるものにあつては、事業実施計画を作成した計画主体は、事業実施計画を都道府県知事を経由せずに地方農政局長に提出し、協議することができるものとする。

この場合にあっては、計画主体は、都道府県知事に事業実施計画の写しを提出するものとする。また、地方農政局長は、都道府県知事から事業実施計画に関する意見を聴取し、都道府県知事に必要な協力を求めることができるものとする。

(5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、別に定める場合にあっては、計画主体である市町村は、事業実施計画を作成し、都道府県知事を経由せずに地方農政局長に提出し、協議するものとする。

この場合にあっては、計画主体は、都道府県知事に事業実施計画の写しを提出するものとする。また、地方農政局長は、都道府県知事から事業実施計画に関する意見を聴取し、都道府県知事に必要な協力を求めることができるものとする。

(6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、別に定める場合にあっては、市町村を除く事業実施主体は、市町村長に事業実施計画を提出するものとする。

(7) (6)の規定により事業実施計画の提出を受けた市町村長及び別に定める場合において自らが事業実施主体となる市町村は、事業実施計画を都道府県知事を経由せずに地方農政局長に提出し、協議するものとする。

(8) (6)の規定により事業実施計画の提出を受けた市町村長及び別に定める場合

において自らが事業実施主体となる市町村は、提出された事業実施計画の内容及び自らが事業実施主体となる事業の内容を含む市町村事業実施計画を作成し、都道府県知事を経由せずに地方農政局長に提出し、協議するものとする。

(9) 地方農政局長は、(4)、(5)又は(7)の規定により提出された事業実施計画について、その目標の妥当性、その達成の可能性及び地域提案型事業の適切性の観点から審査し、必要な指導及び調整を行うものとする。

(10) 都道府県以外の者が事業実施主体である場合であって、事業実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体は事業実施計画の提出に当たり、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。

(11) 事業実施計画の一部に都道府県の区域を越えるものが含まれる場合には、事業実施主体は主たる都道府県以外の関係する都道府県知事に当該事業実施計画の関係部分の写しを提出するものとする。

## 2 事業実施計画の変更

本交付金の交付を受けた事業実施主体は、目標の達成に資する場合には、交付金額の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができるものとする。ただし、次に定める場合にあつては、1の手續に準じて事業実施計画の変更について地方農政局長と協議を行うものとする。

(1) 目標又は個別成果指標を追加又は削除、変更する場合

(2) 事業実施主体を変更する場合

なお、地域提案型事業に関する変更((1)及び(2)の場合を除く。)については、1の手續に準じて報告するものとする。

## 第5 指導推進等

### 1 都道府県段階

都道府県知事は、事業の実施の適切かつ円滑な推進を図るため、都道府県の関係部局と連携を図るとともに関係機関の密接な連携による推進指導体制の整備を図り、市町村、農業団体、実需者団体等の協力を得つつ、事業実施についての技術的な助言、指導その他の所要の援助措置を講ずるものとする。

また、地域の実態に即し、かつ、農業者等の自主性と創意工夫を活かした事業の効果的な推進が図られるよう、必要に応じて事業の関係者以外の者の意見を聴取するとともに、事業効果を評価するための推進指導体制を整備するものとする。

### 2 市町村段階

市町村長は、事業の効果的かつ適正な推進を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携を図り、事業の実施についての技術的な助言、指導その他所要の援助措置を講ずるものとする。

### 3 農業団体等

農業団体等は、中央及び地方を通じて相互に連絡協調を図りつつ、関係行政機関の指導の下に、推進指導を行うものとする。

## 第6 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に要する経費を別に定めるところにより交付するものとする。
- 2 交付金の交付を受けた都道府県知事が市町村に対して交付金を交付する場合には、この要綱に準じて、市町村の自主性を活かした取組を支援する方法により交付するよう努めるものとする。

## 第7 事業の評価等

### 1 事業実施状況等の報告等

- (1) 都道府県知事以外の事業実施主体（計画主体が事業実施計画を作成した場合には計画主体。以下、第7の1及び2において同じ。）は、第4の1（1）及び（2）に定めるところにより事業を実施する場合は、事業の実施状況を別に定めるところにより、第4の1の手續に準じて都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、（1）の報告を受けた場合及び自らが事業実施主体である場合は、事業実施後に目標等が達成される見込みがあることを確認するため、また、施工の進捗状況を確認するため、各年度ごとに、事業の実施状況を別に定めるところにより地方農政局長に報告するものとする。
- (3) 第4の1（6）の規定により事業実施計画を市町村長に提出した市町村以外の事業実施主体（以下「市町村直接交付対象事業者」という。）は、別に定めるところにより、事業の実施状況を市町村長に報告するものとする。
- (4) 第4の1（4）、（5）又は（7）の規定により事業実施計画を地方農政局長に提出した市町村長（以下「直接交付市町村長」という。）は、（3）の報告を踏まえ、事業の進捗状況を確認するため、各年度ごとに、別に定めるところにより、事業の実施状況を地方農政局長に報告するものとする。
- (5) 施設整備に係る事業については、事業実施主体は運用開始後の5年間について、毎年度、運営管理状況を別に定めるところにより、第4の1の手續に準じて、地方農政局長に報告するものとする。

### 2 事業の評価等

#### (1) 事後評価

目標の達成状況等を別に定めるところにより、次に掲げる方法で事後評価を行うものとする。

- ア 都道府県知事以外の事業実施主体は、第4の1（1）及び（2）に定めるところにより事業を実施する場合は、別に定めるところにより、目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を第4の1の手續に準じて都道府県知事に報告するものとする。
- イ 都道府県知事は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、別に定めるところによりその内容を点検評価し、その結果を自らが事業実施主体となる事業の評価と併せて地方農政局長に報告するものとする。
- ウ ア及びイの規定にかかわらず、市町村直接交付対象事業者は、別に定めるところにより、評価結果を市町村長へ報告するものとする。

エ 直接交付市町村長は、別に定めるところにより、ウの報告の内容を点検・評価し、その結果を自らが事業実施主体又は計画主体となる事業の評価と併せて地方農政局長へ報告するものとする。

オ 地方農政局長は、都道府県知事又は市町村長からの報告を受けた場合には、内容を点検し、実施状況の報告と併せ、目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事又は市町村長を指導するものとする。

なお、別に定めるところにより、当該評価結果を農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）又は農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に報告するものとする。

カ 地方農政局長は、事業の評価に必要なその他の事項について、都道府県知事、市町村長及び事業実施主体に対して報告を求めることができる。

キ 事業評価を行った地方農政局長は、その結果を公表するものとする。

## (2) 改善計画

ア (1)の事後評価の結果、目標及び個別成果指標が達成されていない事業実施主体及び計画主体は、その要因及び達成に向けた方策等を内容とする改善計画を作成し、(1)の手續に準じて提出するものとする。

イ 改善計画の提出を受けた都道府県知事は、自らの所見を付して地方農政局長に提出するとともに、当該事業実施主体に対して目標及び個別成果指標達成に向けた指導等の措置を講ずるものとする。

ウ 市町村直接交付対象事業者から改善計画の提出を受けた市町村長は、自らの所見を付した改善計画を地方農政局長に提出するとともに、当該事業実施主体に対して目標及び個別成果指標達成に向けた指導等の措置を講ずるものとする。

エ 改善計画の提出を受けた地方農政局長は、特に目標達成が見込まれない事業実施主体及び改善計画を提出した都道府県知事又は市町村長に対して目標達成に向けた指導等の措置を講ずるものとする。

## (3) 本交付金の適正な執行の確保

国は、当該事業の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめ、次年度以降の適正な事業の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。

## 3 目標の達成が困難な場合の措置

(1) 地方農政局長は、事業実施期間内において、事業の目標の達成が困難であると認めた場合にあつては、計画の見直し又は中止を命じることができる。

(2) 2の結果、都道府県知事、市町村長若しくはその他の事業実施主体の故意、重大な過失又は未必の故意により、目標が達成されていないと地方農政局長が認める場合には、第三者である学識経験者等の意見を聞いた上で、農林水産大臣（以下「大臣」という。）は交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

その場合、大臣は、交付事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

## 第8 委任

この実施要綱に定めるもののほか、本交付金の実施に必要な事項は、農林水産省大臣官房環境政策課長、生産局長及び農村振興局長が別に定めるものとする。

## 第9 経過措置

バイオマスの環づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16環第299号農林水産事務次官依命通知）に基づく平成18年度以前に採択された事業であって、平成19年度以降も継続して実施を予定している事業にあつては、なお、従前の例による。

### 附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第2の1の（2）関係）

目的	目標	事業メニュー	事業実施主体等	採択要件	交付率
バイオマス利活用の推進	<p>バイオマスタウン構想へのスナップ年度</p> <p>バイオマスタウン構想の実現・実践状況</p>	<p>1 バイオマスの利活用の推進（1）バイオマスタウン構想の策定支援 バイオマス資源の総合的利活用を推進するためのバイオマスタウン構想策定に必要な事業の実施</p> <p>（2）バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築支援 バイオマスタウン構想に沿って市町村が主体的にバイオマスの利活用促進に取り組む場合に、バイオマスの発生から利用までを効率的に循環させるのに必要な事業の実施</p>	<p>市町村</p> <p>市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、バイオマスタウン構想を策定した市町村が必要と認める法人</p>	<p>1 バイオマスタウン構想が事業実施期間中に確実に達成されること。 2 バイオマスタウン構想に目標、効果等が明記されると見込まれること。</p> <p>1 バイオマスタウン構想が公表されていること。 2 バイオマスタウン構想にバイオマス利活用の目標、効果等が明記されていること。</p>	<p>定額（1／2以内）</p> <p>定額（1／2以内）</p>
	<p>施設において利用されるバイオマスの量と変換後の成果物の量</p>	<p>2 バイオマスの利活用に必要な施設の整備 （1）地域モデルの実証 事業計画に定める対象区域のバイオマスの利活用による農業等振興、地域の循環型社会構築のための必要なバイオマス変換施設、バイオマス発生施設・利活用施設等（これらの附帯施設を含む。）を一体的に整備することにより、地域における効果的なバイオマス利活用を図る。</p>	<p>計画主体： 市町村</p> <p>事業実施主体： 市町村、公社、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等」の促進に關する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項の選定事業者（以下「PFI事業者」という。）、地方公共団体及び地域におけるバイオ</p>	<p>1 バイオマスタウン構想又は方針が策定されているか、策定されること。 2 地域で発生し、利用可能なバイオマスのうち、1種類以上のバイオマスタウン構想の公表基準である利活用割合（廃棄物系バイオマス90%以上または未利用バイオマス40%以上）に相当するバイオマス</p>	<p>定額（1／2以内（沖縄県は2／3以内、民間事業者は1／3以内（別示の施設については1／2以内））</p>



	<p>次の1～6を数値化したポイントを含むもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たに整備される共同利用施設で効率的かつ適正に管理される家畜排せつ物の増加</li> <li>2 簡易対応等を行う者に対する本格的な施設整備</li> <li>3 バイオマスタウン構定の策定</li> <li>4 メタン発酵、固形燃料化等の高度利用の推進</li> <li>5 地域再生計画の認定</li> <li>6 頑張る地方応援プログラムに基づくプロジェクトの策定</li> </ol>	<p>(3) 家畜排せつ物利用施設の整備</p> <p>家畜排せつ物等有機性資源の利用に必要な肥料施設等の共同利用施設等を整備する。</p>	<p>事業実施主体： 都道府県、市町村、公社、農林業者の組織、農林PFI事業者、地方公共団体及び地域におけるバイオマスの活用に関するバイオマスの農業者が参加する共同事業体、第3セクター、消費生活協同組合</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 バイオマスタウン構想又はバイオマス活用の中期的方針が策定されているか、策定されることと見込まれること。</li> <li>2 事業開始後速やかに受益者が平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知「環境と調和のとれた農業生産活動規範」を見込まれることと見込まれること。</li> </ol>	<p>定額 (1/2以内)</p>
--	---	--	---	--	-----------------------